

安全・安心な暮らし

# 緊急防災・減災事業債の継続

## 現 状

- ・近年、災害が激甚化、頻発化しており、大規模災害への備えの重要性が再認識されている。本県では南海トラフ地震や中央構造線断層帯の活動による地震の発生が懸念されており、激しい揺れや津波による建物の倒壊など沿岸部や内陸部で甚大な被害が想定されている
- ・各市町村ではこれまで、緊急防災・減災事業債を活用し、災害対策拠点となる役場庁舎や公共施設移転等の地震津波対策を積極的に計画、実施しているが、津波対策の移転事業においては、移転先の選定や整備、住民合意に時間を要する
- ・南海トラフ地震など大規模地震の切迫性が指摘される中、2024年1月に発生した能登半島地震で明らかになった課題や教訓も踏まえ、大規模災害への対策強化につなげることが必要

### 〈県内市町村の緊急防災・減災事業債発行予定額〉

| 事業名                                 | 2011～2024年度 | 2025年度 | (単位:億円)<br>2026年度以降 |
|-------------------------------------|-------------|--------|---------------------|
| 津波・洪水対策移転事業                         | 316         | 44     | 192                 |
| 防災情報網の構築<br>(防災・消防デジタル無線、Jアラートの整備等) | 265         | 72     | 51                  |
| その他事業<br>(避難所の環境改善、避難路整備等)          | 480         | 33     | 128                 |
| 合 計                                 | 1,061       | 149    | 371                 |

2026 年度以降  
371 億円の需要

## 課 題

引き続き、地震津波の防災減災対策に積極的かつ計画的に取り組む必要があるが、緊急防災・減災事業債は2025年度までの措置（2026年度以降の取扱いについては防災減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討）とされている

## 具体的な措置

地方公共団体が、喫緊の課題である防災減災対策に取り組めるよう、2026年度以降も緊急防災・減災事業債を継続して措置するとともに、対象事業の拡大を行うこと

# 避難者の生活環境改善の推進

## 現状

- ・和歌山県は、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生すると予測される南海トラフ地震により、最大で死者約 9 万人、避難者約 44 万人の甚大な被害が想定されているところ
- ・和歌山県は石川県と同様に半島地域という地理的な特性を有することから、他の地域と比較して、地震や津波による道路寸断の影響が大きく、国や他自治体から速やかな支援を受けられない可能性がある
- ・令和 6 年能登半島地震では、心身に負担を与える避難所環境等の影響により亡くなった「災害関連死」の数が「直接死」を上回るなど、災害による犠牲者を減らすためには、良好な避難所環境を維持する支援物資の確保等が重要

## 課題

- ・内閣府において、スフィア基準を反映した避難所運営の指針が新たに示されたことを踏まえ、避難所における良好な生活環境が維持されるよう、各地域や避難所単位での簡易トイレや簡易ベッドをはじめとした資機材等の持続的な備蓄が必要
- ・2025 年度から運用開始予定の「災害対応車両登録制度」では、必要時に被災自治体が、データベースを参照し、所有者又は法人と個別に調整することとされているが、発災初期における混乱状態の中で被災自治体が要請、調整を行うことは困難

## 具体的な措置

- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」について、自治体における災害備蓄がより一層進むよう、「重点支援地方交付金」と同様の交付金制度にするとともに、支援期間を設けて、必要な予算を確保すること。また、整備した資機材等を計画的に更新する費用について地方財政措置の拡充を図ること
- ・「災害対応車両登録制度」に基づく車両派遣について、国において被災自治体の需要を踏まえて、総合調整を行うこと

# 防災・減災、国土強靭化等に資する社会資本整備の推進

## 現 状

- ・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などを活用し、「和歌山県強靭化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた対策が県内各地で行われ、その整備効果が確実に現れている
- ・一方、切迫する南海トラフ地震や、気候変動に伴い激甚化、頻発化する気象災害に対する対策は、未だ道半ば

## 課 題

- ・能登半島での地震とその後の大震による災害の教訓を踏まえ、半島地域の発展と安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、避難・救助や物資供給等の応急活動に必要な道路ネットワークの強化、防災拠点や物流網を確保するための港湾や漁港の耐震岸壁の整備、陸路寸断に備えた空路活用、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」の推進、上下水道施設の耐震化等、引き続き防災・減災、国土強靭化等に向けた取組が必要
- ・本県においては、近年の資材価格や人件費の上昇に見合った予算配分の確保が課題となっており、特に2024年度以降の道路関係予算については減少傾向
- ・補助、交付金等の対象となっていない施設を含め、平常時はもとより災害時にも本来の機能が発揮できるよう、計画的な維持管理・更新等を行うことが必要
- ・大規模災害時には、被災地の早期復旧のため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による人的及び物資の支援が必要

## 具体的な措置

- 1 防災・減災、国土強靭化等に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、物価の上昇等を踏まえ、必要な予算を満額確保すること
- 2 「国土強靭化実施中期計画」に基づき、継続的及び安定的に国土強靭化の取組を進めることができるように、必要な予算を通常予算とは別枠で満額確保すること
- 3 河川の矢板護岸や港湾施設の護岸等の老朽化対策、施設の撤去のみにかかる事業について、交付金等の対象とすること
- 4 大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

## 防災・減災、国土強靭化等の事業による整備効果事例



新宮紀宝道路 熊野川河口大橋（新宮市）

### 道路ネットワークの強化

想定津波高より高い位置に道路を整備することで、災害時における通行機能を確保



住吉川（一級河川紀の川の支川）（岩出市）

### 流域治水対策

河川改修の効果により、2023年6月の豪雨で浸水被害を防止



米の郷谷川（紀の川市）

### 砂防関係施設の長寿命化対策

流木対策施設が流木を捕捉し、下流の人家、市道、河川、橋梁等への被害を未然に防止



由良港港湾改修事業（由良町）

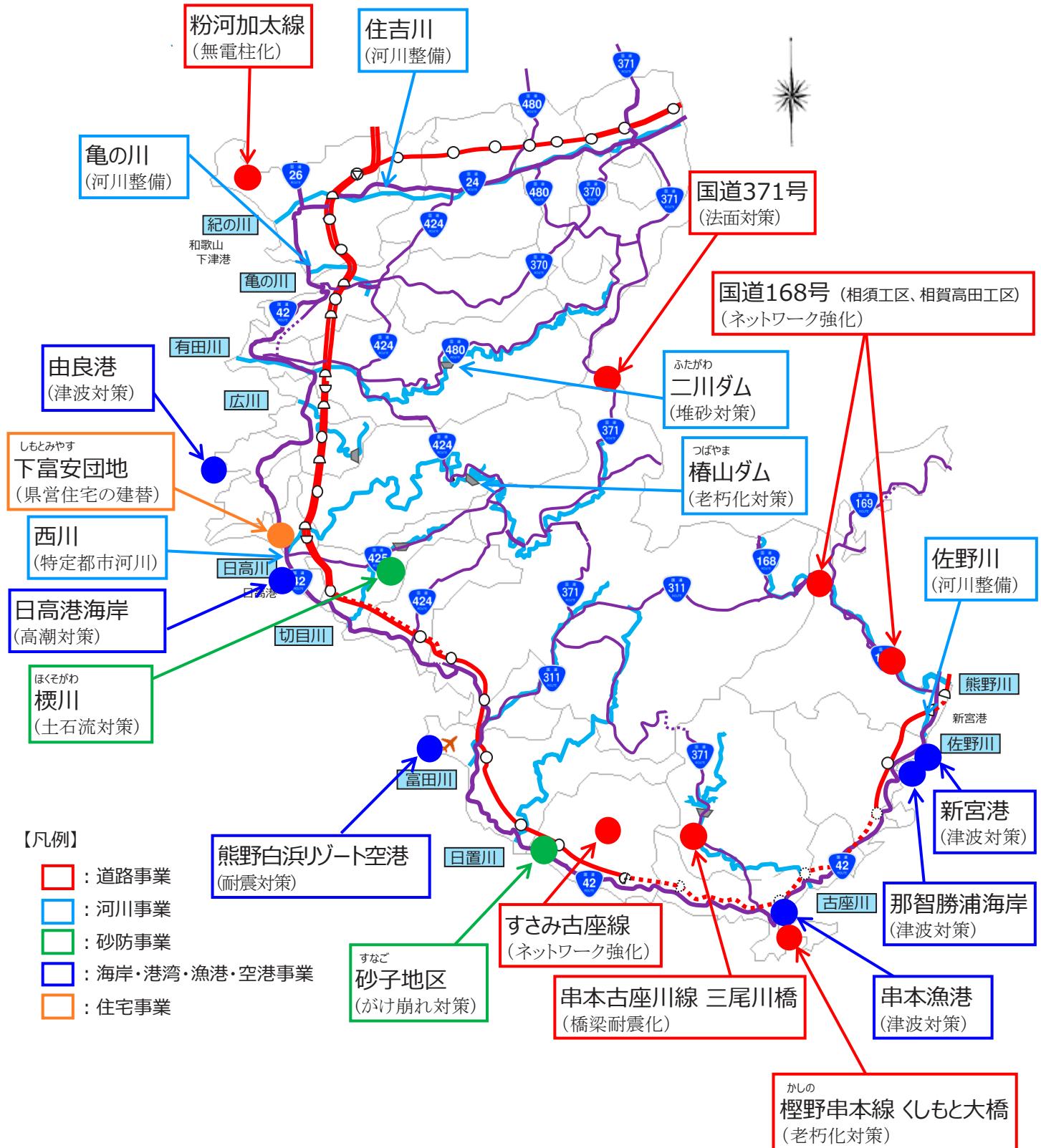
### 港湾における津波対策

津波による浸水被害・人的被害の軽減  
荒天において、船舶の安全な避難が可能となる水域が拡大

## 和歌山県の主な直轄事業



## 和歌山県の主な補助・交付金事業



## 防災・減災、国土強靭化等のための取組

### ○主な直轄事業

#### 【道路】

- ・紀伊半島一周高速道路の早期完成 [すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路]
- ・阪和自動車道「印南～南紀田辺間」の4車線化の早期完成
- ・直轄国道等の整備  
〔国道42号 有田海南道路、由良～広川間（調査推進）、国道169号 奥瀬道路（Ⅲ期）〕
- ・高規格道路（調査中区間）の具体化  
〔和歌山環状北道路（計画段階評価の早期着手）、京奈和関空連絡道路（直轄道路調査の推進）〕

#### 【河川】

- ・紀の川水系の総合的な浸水対策の推進  
〔河川整備、新六ヶ井堰の撤去、国営総合農地防災事業、既存ダムの運用改善〕
- ・新宮川水系の総合的な浸水対策の推進  
〔河川整備、濁水対策を含む総合土砂管理、既存ダムの更なる洪水調節機能の強化〕

#### 【砂防】

- ・紀伊半島大水害の被災箇所の早期完成 [那智川流域、紀伊田辺地区（治山）]
- ・土砂流出が著しい溪流における砂防堰堤等の整備 [三越川流域、高田川流域]

#### 【海岸・港湾】

- ・津波浸水対策の早期完成 [和歌山下津港海岸海南地区]
- ・津波対策（防波堤の粘り強い化）の推進 [和歌山下津港和歌山港区]

### ○主な補助・交付金事業

#### 【道路】

- ・能登半島地震の教訓を踏まえ、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、半島防災の観点から、道路ネットワークの強化や防災・減災対策を推進  
〔国道168号、すさみ古座線、国道371号、粉河加太線、串本古座川線 など〕

#### 【河川】

- ・気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、県内主要河川の整備を進めるとともに、特定都市河川の指定やダムの恒久的な堆砂対策を検討し、流域全体で取り組む「流域治水」を推進  
〔住吉川、亀の川、西川（特定都市河川）、二川ダム、佐野川 など〕

#### 【砂防】

- ・土砂災害による犠牲者ゼロを実現するため、ソフト対策とハード対策が一体となつた防災・減災対策を推進 [櫻川、砂子地区 など]

#### 【下水道】

- ・安心安全かつ強靭で持続可能な下水道整備を推進  
〔浸水対策、老朽化対策、耐震化、広域化・共同化 など〕

#### 【住宅】

- ・安心して暮らせる住環境を形成するため、2029年度までに県営住宅を整備 [下富安団地]

#### 【海岸・港湾・漁港】

- ・「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づく、海岸堤防や港湾施設等の嵩上げ・強化等 [由良港、串本漁港、那智勝浦海岸、新宮港、日高港海岸 など]

#### 【空港】

- ・熊野白浜リゾート空港の拠点機能の確保に向けた耐震対策、空港機能の向上等

#### 【老朽化対策】

- ・持続可能な維持管理を実現する、予防保全型メンテナンスへの本格転換に向けた対策を着実に推進 [桜野串本線 くしまと大橋、椿山ダム など]



# 地方における鉄道ネットワークの維持

## 現 状

- ・地方の鉄道路線は、地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、過疎化や少子高齢化もあり鉄道利用者は減少傾向にある
- ・JR西日本が1日当たりの輸送密度2千人未満の線区の収支等を公表したことに伴い、紀勢本線の新宮白浜区間の自治体を含む地域の関係者等において、課題を共有の上、利用促進や沿線活性化の議論を行っている
- ・地方の鉄道路線は、設備の老朽化等による維持修繕に係る費用負担が大きく、さらに、近年頻発する豪雨災害等による被害により、多額の復旧費用が必要となっている

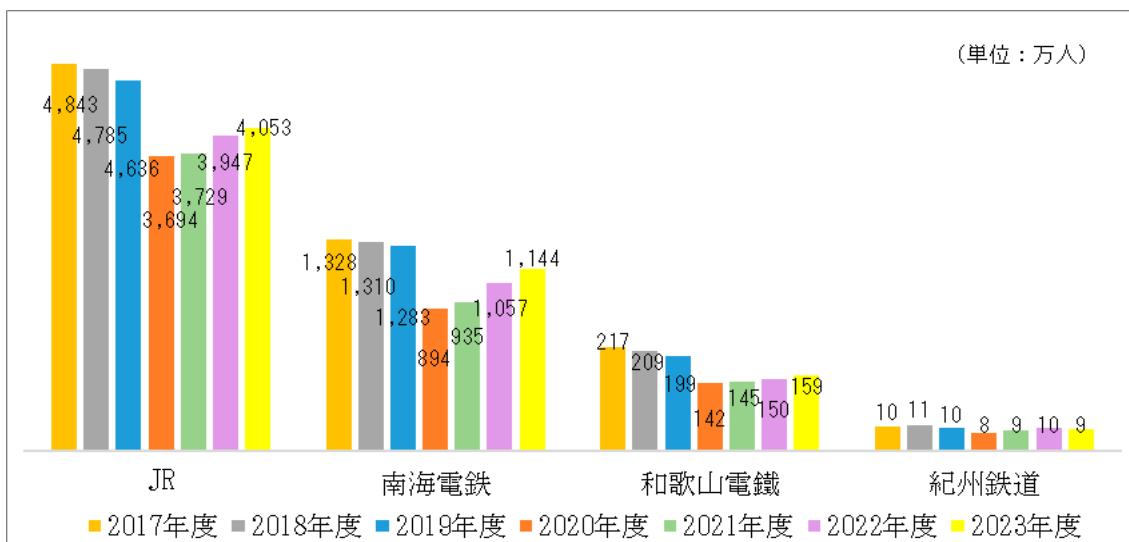
## 課 題

- ・JRは民営化の際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されており、想定された事業構造が維持できないと主張するのであれば、輸送密度の少ない一部の区間のみならず、**鉄道ネットワーク全体の収支等に基づき議論するべき**
- ・設備の老朽化が進むと、災害時の被害が大きくなる可能性が高まるが、国による災害に対する補助制度は対象事業者が限定的であり、かつ、十分な予算措置がなされているとは言い難く、復旧のための事業者負担が大きくなると、路線廃止に繋がる恐れがある
- ・鉄道事業者による鉄道の維持が困難である場合、地方自治体の財政負担による路線の継続には限界がある

## 具体的な措置

- 
- 1 鉄道ネットワークが区間毎の採算性だけで存廃を判断されることがないよう、鉄道事業者が恣意的に設定した一部区間のみの収支等ではなく、路線全体の収支等を開示する仕組みや、黒字路線の収益を赤字路線に配分するなど収益を内部移転させるルールを創設すること
  - 2 公共インフラである鉄道ネットワークを維持するため、大手民間鉄道事業者も含めた地方路線の設備更新や維持修繕費用に対する支援の拡充を行うとともに、災害により被災した路線が、早期に復旧できるよう災害に対する補助制度の拡充を行うこと
  - 3 國土強靭化や國土の均衡ある発展などの観点から、国による上下分離など、国策としての鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと

## ○和歌山県における鉄道輸送人員の推移



## ○紀勢本線 新宮白浜区間 輸送密度※

| 2019 年度   | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 1,085 人/日 | 608 人/日 | 731 人/日 | 793 人/日 | 935 人/日 |

※輸送密度：旅客営業キロ 1 km当たりの 1 日平均旅客輸送人員

## ○紀勢本線 新宮白浜区間 収支状況

| 年度<br>(3か年度の平均) | 収支率<br>(%) | 営業係数※<br>(円) | 収支<br>(億円) |
|-----------------|------------|--------------|------------|
| 2017年～2019年     | 19.0       | 525          | ▲28.6      |
| 2018年～2020年     | 15.5       | 647          | ▲29.3      |
| 2019年～2021年     | 13.0       | 769          | ▲29.5      |
| 2020年～2022年     | 11.9       | 838          | ▲28.5      |
| 2021年～2023年     | 14.2       | 703          | ▲29.3      |

※営業係数：100円の運輸収入を得るのに要する費用

# 人権問題の解決に向けた施策の推進

## 現状・課題

### 1 人権侵害に係る被害者救済について

個別の人権課題に対する法制度の整備が進むとともに、本県でも「部落差別の解消の推進に関する条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権問題の解決に向け取り組んでいる。しかし、インターネットを利用した人権侵害など、依然として様々な人権問題が発生し、既存の法律では対応が困難な事案が生じており、被害者に対する救済制度は十分ではない

### 2 インターネットを利用した人権侵害について

(1) 人権侵害情報を確認次第、国に対しプラットフォーム事業者への削除要請を行うよう求めているものの、国はその判断に長期間を要しており、またその結果、応じていないものもある

(2) 情報流通プラットフォーム対処法（以下「法」という。）が施行されたが、以下のような課題がある

① これまで国や地方公共団体が行ってきた削除要請に応じなかったプラットフォーム事業者は、大規模事業者だけではなく、法の対象とならない事業者も存在するため、法施行後も人権侵害情報が拡散され続ける

② 被侵害者と明確化されていない部落差別やヘイトスピーチ等、特定の属性に関する者からの削除申出及びそれらの拡散防止のため地方公共団体が行う削除申出について、法に基づく対応の義務がない

③ 特定の属性に対する差別的表現が、どのような権利利益の侵害に該当するのかガイドラインに示されていないため、大規模プラットフォーム事業者による削除判断が困難

## 具体的な措置

### 1 被害者救済制度の整備について

人権が侵害された場合における被害者の救済を行うため、独立性や迅速性及び専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備すること

### 2 インターネット上の人権侵害防止について

(1) 法の対象とならないプラットフォーム事業者もあることから、地方公共団体からの削除要請に迅速に応じること

(2) 早期に以下の点について実施するなど、より実効性のある対策を講じること

- ① すべてのプラットフォーム事業者を法の対象とすること
- ② 地方公共団体が行う拡散防止のための削除申出に関しても法に基づく対応とするとともに、当該属性にある個人からの申出も対象とすること
- ③ 特定の属性に対する差別的表現を禁止する規定を設けること

【参考】人権を救済するための法制度（イメージ図）

